

1998年7月9日
(平成10年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

民事訴訟法第226条（文書送付の嘱託）の規定に基づき救急活動記録票の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

1998年（平成10年）6月15日付けで諮問された、民事訴訟法第226条（文書送付の嘱託）の規定に基づき、救急活動記録票の個人情報を横浜地方裁判所第二民事部裁判所書記官へ外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。ただし、救急活動記録票のうち医師が記載した医療情報については、外部提供することについて、当該医師の同意を得ることを条件とする。
- ・ 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、救急活動記録票（以下「本件記録票」という。）の個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

- ・ 外部提供する必要性について

ア 救急活動記録票は、藤沢市救急業務規程第7条の規定に基づき、傷病者を救急病院又は医療機関に搬送して引き渡したときに救急隊員が作成しているもので、その記載内容は、当該傷病者の氏名、住所、年齢、現着時の状況及び応急処置等の状況並びに当該傷病者の引渡を受けた医師の所見等となって

いる。本件記録票は、故人Cを医療法人である救急指定病院から他の医療機関に搬送した際に作成されたものである。

イ 故人Cの配偶者及び長男である原告が、故人Cの死亡を巡って当該医療法人等を被告として、損害賠償請求をしており、その主張、立証に必要なため、本件記録票について文書送付嘱託の申立てを行ったものである。

ウ これらのことから本件記録票は、故人Cを自己とする個人情報であるが、原告の個人情報と同一視することも考えられ、本件記録票を外部提供することと故人Cの個人情報の保護とを比較衡量した場合、外部提供する必要性がある。

- 本人に通知しないことの合理的理由について
本件記録票の個人情報の帰属主体は故人Cであることから、外部提供する旨を通知することは不可能である。また、故人Cの当該個人情報について、原告の個人情報と同一視し、原告に外部提供する旨を通知する運用も考えられるが、文書送付嘱託の申立ては、原告がなしたものである。したがって、本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

- 外部提供する必要性について
本件記録票は、故人Cの個人情報であるが、家族共同体構成員の相続人である原告の個人情報と同一視することも可能である。また、本件記録票には、故人Cの搬送中の状況が記録されており、本件損害賠償請求事件において、原告が主張、立証するために必要な個人情報であり、かつ、他に代わるべき立証手段がないと認められることから、外部提供する必要性は認められる。ただし、本件記録票のうち医師が記載した部分は、医療情報であり、外部提供することにより支障が生ずることも考えられることから、作成者である医師の同意を得るべきである。
- 本人に通知しないことの合理的理由について
本件記録票の個人情報の帰属主体は故人Cであること、また、相続人である原告が文書送付嘱託の申立てを行っていることから、外部提供する旨を本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上